

報告第2号

令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議 4に関する事後の状況、対応等の報告について

令和2年9月29日の会議において可決されました令和元年度亀岡市一般会計決算認定に対する附帯決議4に関する事後の状況、対応等を下記のとおり報告します。

記

決議要旨

民生費 社会福祉費 文化センター運営費 地域交流促進経費については、適正な事業計画を立てて事業展開を行うこと。

(事後の状況、対応等の報告内容)

地域交流促進経費は、各文化センター・児童館を拠点に周辺地域、ひいては亀岡市全体の住民交流、人権啓発及び生涯学習を推進するための事業実施に係る経費であり、国や京都府の補助金を活用して当該事業を実施しています。

従来から事業を実施するに当たっては、当初予算の編成時に文化センター・児童館ごとに次年度の事業計画を作成し、講師の調整等により、一部内容の変更は生じるものの、国や京都府への補助金の交付申請時において事業計画を提出しています。

また、文化センター・児童館の運営に幅広く市民の意見を求めるため、毎年、地域の関係者等で構成する各文化センター・児童館の運営委員会において、事業計画について意見をいただき、事業内容に反映させています。

しかし、令和元年度末は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業の中止が相次いだことから、当初に計画していた事業

が実施できない状況になり、令和2年度においても事業運営に影響を受けています。

本附帯決議を踏まえ、令和3年度はより適正な事業計画を立て、コロナ禍や災害など不測の事態が発生しても必要な事業を展開できるよう進めているところです。

今後においても、市民福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、適正な事業執行に努めてまいります。